

まつやまライブ！まちなかパフォーマンス事業＜まちなか文化活動補助金＞ 【令和7年度】応募要領

市民や観光客が文化芸術に気軽に触れられる機会を生み、文化芸術で彩りや潤いのあるまちづくりを推し進めるため、まちなかで演奏等のパフォーマンスを披露する団体や個人を募集します。

募集内容

1. 実施会場

大街道アーケード内

＜会場設備等＞

- ・ スペース：横6m×奥行3～6m 程度
- ・ 電源：1500W まで

※控室の用意はありません。

※会場の使用許可等は市が行います。

2. 実施候補日

令和7年 10月11日(土)・12日(日)・18日(土)・25日(土)

11月1日(土)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・23日(日)・24日(月・休日)

- ・ 1公演あたり20分程度とし、原則 1日2回公演とします。
- ・ 上記日程のうち希望日のいずれかで実施します。詳細の日時は採択後に打合せのうえ決定します。

3. 貸出備品

- ・ PAシステム(YAMAHA STAGEPAS 400BT ※8チャンネル)
- ・ スタンド付き有線マイク(SHURE SM58SE) 4本まで
- ・ 椅子5脚程度まで ※原則、観客用の椅子はありません。

パフォーマンスに必要な楽器等は申請者でご用意ください。

音響スタッフは居ませんので、音合わせ等は申請者で行ってください。

周辺施設との電波の混線を防ぐため、無線機材は使用できません。

4. 対象ジャンル

①楽器演奏 ②歌唱 ③大道芸 ④その他これらに類する文化活動として市長が認めるもの
以下のような事業は応募できません。

- 大音量や火気・刃物等危険物を使用するもの、その他周辺店舗の迷惑になるようなもの
- 第三者から対価等を受けて実施するもの
- 国や地方公共団体等から受託や補助金等の交付を受けて行うもの又は共同で行うもの
- 営利を主目的にするもの
- 政治的又は宗教的な活動に関するもの
- 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害する・侵害するおそれのあるもの
※著作権等への楽曲の利用申請は出演者でお取りください。
- その他補助対象事業として適当でないと認められるもの

5. 募集期間

令和7年8月8日（金）～8月29日（金）（必着）

結果は9月中旬～下旬にお知らせします。

申請できる者

プロ・アマチュアを問わず、次の(1)～(4)全てを満たす団体または個人。

(1) 活動拠点が松山市内にあること。

(2) 出演者全員が当該文化活動で2年以上の活動実績があること。

例外として、結成から2年経過した団体については、出演者の半数以上が2年以上の活動実績があれば可。

(3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない

(4) 政治的・宗教的な公平性と中立性が確保されている

※出演者が全員未成年の場合、代表者は大人の方とし、当日は引率してください。

補助金額

交通費、運送費、駐車場使用料、著作権料などの出演経費として、1事業当たり以下の金額を支給します。

補助金額＝8千円 ＋ ＜出演者加算＞1人当たり2千円

10人まで。上限2万8千円。

※出演者に音響や人員整理のスタッフは含めません。

例) 出演者1人 1万円

出演者2人 1万2千円

申請から受け取りまで

1. 申請

市HPから「(様式 1)申請書」をダウンロードし、「名簿」及び「映像資料」または「音源資料と写真」を添えて、メール、郵送または持参で下記までお申込みください。メールまたは郵送でご提出の場合、5 営業日ほどで受け取りのご連絡をします。

提出先 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 5階 松山市役所 文化・ことば課

Mail : machinaka@city.matsuyama.ehime.jp

＜映像資料、音源資料等について＞

- 映像資料は、申請したパフォーマンスの様子が分かる数分程度の動画1種を、データまたはDVD 等(mp4 形式)で提出するか、YouTube 等の URL を共有してください。
- 映像資料の提出が困難な場合、数分程度の音源と複数枚の写真を提出してください。
- 10MB を超えるデータを送付する場合、メール添付ではなく大容量データ送信サービスを経由してください。
- 送付いただいた映像資料等は返却しません。

2. 結果通知

申請書と映像資料等をもとに、内容や活動履歴、まちなかで人の足を止める楽しさや魅力があるか、出演可能な日程などを総合的に考慮して出演者を決定し、結果を書面で通知します。また、出演決定者は市HPでも公表します。

3. 変更・中止・廃止申請

採択後に事業内容を変更・中止・廃止する場合、「(様式 4)変更・中止・廃止承認申請書」を提出してください。

4. 実績報告・請求

事業実施後、1 か月以内に「(様式 6)実績報告書兼請求書」に当日の写真等の資料を添えて提出してください。提出をもって補助金を支給します。

その他

- 原則物販は不可です。投げ銭は禁止しませんが、強要しないでください。
- 公演予定を市HPなどでPRさせていただくとともに、公演の様子を公開する場合があります。

問い合わせ先

松山市 文化・ことば課（〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 5階）

メール : machinaka@city.matsuyama.ehime.jp

TEL : 089-948-6634